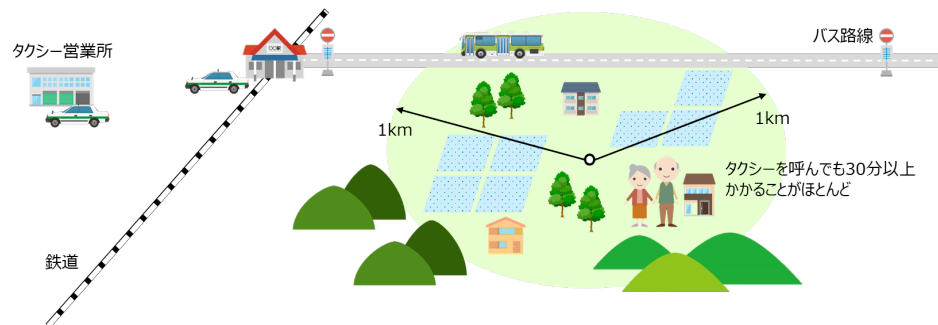


自家用自動車による有償運送について

国土交通省
物流・自動車局
令和5年11月30日

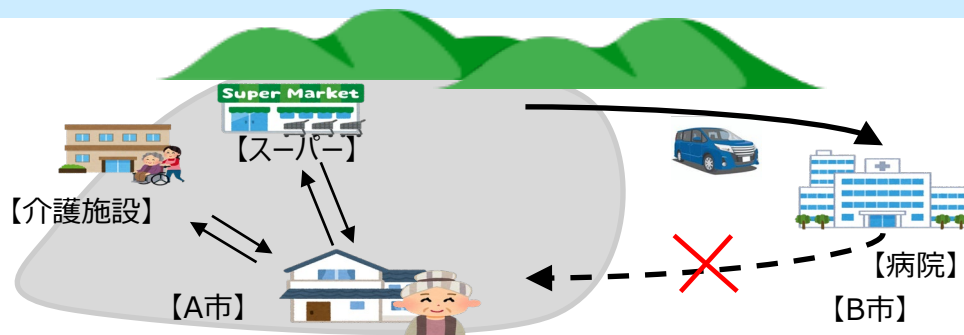
① 交通空白地の目安について

交通空白地の目安を「半径1km以内にバス停・駅がない地域であって、タクシーが恒常的に30分以内に配車されない地域」とし、目安としての有効性を検証する。



② 運行区域について

自家用有償旅客運送が、市町村による財政支出及び地域のドライバーに支えられていることを考えれば、運行区域が市町村などの一定の範囲になるのは自然。ただし、住民の生活領域が行政区域を越える実態（隣町への買い物・通院など）に即し、そのニーズに応えるため、対応方策を早急に検討。



③ 地域公共交通会議での協議について

地域公共交通に対する社会的要請に的確に応えるためには、地方公共団体、公共交通事業者、住民・利用者、学識経験者をはじめとする地域の関係者が知恵を出し合い、合意の下で、地域公共交通の改善を図ることが重要である。このため、円滑な協議を促進するための方策を検討。

④ 運送の対価について

対価の適正化については、「緊急措置」でも打ち出しており、早急を実施するため、以下の通達を発出する。

- ① 運送の対価の目安：約1/2→約8割
- ② 配車アプリによるダイナミックプライシングも可能（実費の範囲内）

⑤ 株式会社の参画について

法令上、株式会社が運送主体になることはできない。ただし、運送主体からのアウトソーシングの形で参画することが可能であり、ニーズに即して検討する。

○第78条第3号

第78条 自家用車は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

三 公共の福祉を確保するためにやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

①通学通園のため、学校等が自家用自動車で行う有償旅客運送



②訪問介護事業者がタクシー事業の許可を得て行う、訪問介護員等による自家用自動車による有償旅客運送



※法律の規定上、第2号の自家用有償旅客運送と異なり、第3号については、交通空白地に限られていない。運賃についても、実費に限られていない。

○地理試験の見直しについて

○タクシー業務適正化特別措置法に基づく「特定指定地域」と「指定地域」に指定されている地域（*）においては、タクシー運転者を登録する際、「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」（法第48条第1項）を課している。

*札幌、仙台、さいたま、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、北九州、福岡の13地域（下線は「特定指定地域」）

○試験の科目として、省令で「法令、安全、接遇」及び「地理」に関する試験を課している。

○各指定地域における地理試験合格率は、概ね9割以上であるが、「特定指定地域」

（東京、横浜、大阪）においては、5割～7割程度と低い。

※「廃止も含めて早急に検討」と答弁（令和5年10月27日衆・予算委 国土交通大臣答弁）

| | R2 | R3 | R4 |
|----|-------|-------|-------|
| 東京 | 51.1% | 49.9% | 54.9% |
| 横浜 | 43.7% | 50.1% | 50.1% |
| 大阪 | 73.7% | 75.3% | 71.4% |

○道路運送法の許可又は登録を要しない運送

道路運送法の許可又は登録の対象外の運送（無償運送）について、アプリ等を用いてマッチングした際、アプリ上で謝礼を渡すことができる仕組みを可能とする。